

新型コロナウイルス感染症の 拡大防止について(お願い)

～来庁の機会を減らし、接触削減にご協力をお願いします。～

日頃より、関東運輸行政の推進にご理解・ご協力賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染症のまん延を防止するため、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）におきましては、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指すこととされております。

当運輸局におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、テレワークの活用による職員の出勤を抑制しておりますが、さらなる対策として、来庁者の方と職員との接触機会の低減に向け、下記の取り組みを推奨させていただきますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

- やむを得ない理由で来庁される場合は、必ずアポイントを取っていただけるようお願いいたします。また、相談等は電話、メールでお願いいたします。
- 各種申請・届出等について、可能なものは郵送・電子申請でのご提出をお願いします。
- 各種手続きの問い合わせにつきましては、ホームページや電話のご活用をお願いします。

【お問い合わせ先】

http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/soumu/sosiki/date/gaiyou_renrakusaki_3.pdf